

馬の検査体制が変わります！

これまで馬伝染性貧血は定期検査として毎年実施してきましたが、全国的な清浄化の状況を踏まえ、山梨県では平成27年度から5年に1回の検査体制となります。

馬伝染性貧血検査の変更点

	平成26年度まで	平成27年度から
検査間隔	毎年	<u>5年に1回</u>
対象市町	管内全域	<u>家保長が指定した市町（下表）</u>
検査日	家保長が指定した日	
対象馬	生後180日以上の子馬（原則として肥育馬を除く）	

年度	27	28	29	30	31
対象市町	北杜市 小淵沢町 （小淵沢町の次に大字が付される地域）	北杜市 小淵沢町 （小淵沢町の次に番地が付される地域）	北杜市 明野町 須玉町 長坂町 大泉町 白州町 武川町	北杜市 高根町	甲府市, 韮崎市, 南アルプス市, 甲斐市, 中央市, 早川町, 身延町, 南部町, 富士川町, 昭和町

定期検査以外で検査が必要な場合は？

馬の移動などで定期検査以外に検査が必要な場合は、随時対応しますので、西部家畜保健衛生所までご連絡ください。

家畜の病気に関するお問合わせは山梨県西部家畜保健衛生所まで
 電話 0551-22-0771 FAX 0551-22-6728
 夜間・土日・休日 090-5568-0817 または 090-5564-1018